

すずしろ診療所は、保険医療機関の指定を受けています。

当院では、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、関東信越厚生局長に届出を行って診療しています。

厚生労働大臣が定める掲示事項
(地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項 施設基準)

分類	項目	算定開始日	受理番号	
基本診療料	情報通信機器を用いた診療にかかる基準	R7.4.1	情報通信	第3077号
	機能強化加算	R7.4.1	機能強化	第313325号
	時間外対応加算 1	R7.4.1	時間外1	第311752号
	外来感染対策向上加算	R7.4.1	外来感染	第6856号
	医療DX推進体制整備加算	R7.4.1	医療DX	第770667号
	別添 1 の「第 9 」の 1 の(2)に規定する在宅療養支援診療所	R7.4.1	支援診2	第311793号
	在宅患者訪問診療料（1）の注13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注6の規定により準用する場合を含む。） 、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算	R7.4.1	在宅DX	第703284号
	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	R7.4.1	在医総管1	第363746号
	在宅がん医療総合診療料	R7.4.1	在総	第912762号
	在来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	R7.4.1	外在ベⅠ	第702915号

東京ふれあい医療生活協同組合
すずしろ診療所